

よくあるご質問（一部）

申請の際は、「**士幌町補助金制度の手引き**」や「よくあるご質問(Q&A)」も併せてご確認ください。



士幌町ホームページからご覧になれます
<https://www.shihoro.jp/town/detail.php?content=1432>



Q1 自家消費型太陽光発電とは何ですか？

太陽光発電設備により発電された電気を自ら使用するもので、この補助制度では**30%以上を自家消費することが補助要件となります。**

Q2 要件にFIT・FIPの認定を取得しないこととありますが、民間企業へ余剰電力を売電することは可能ですか？

自家消費率を確保した上で、余剰が発生する場合に、民間企業へ売却することは可能です。

Q3 新築工事と併せて太陽光発電設備を設置します。新築工事が補助事業期間内に完了しない場合、補助対象外となりますか？

太陽光発電設備の工事着手日＝事業開始日となりますが、詳細確認が必要となります。ご検討の際はお問い合わせください。

Q4 全負荷/特定負荷分電盤や切替盤などの設備も補助対象となりますか？

これらは停電時のみに使用する非常用電源設備となるため、**オプション品である場合は補助対象外となります。**

Q5 国の他の補助金との併用は可能ですか？

併用はできません。

Q6 交付申請に必要な書類は何ですか？

「士幌町補助金制度の手引き」p.11をご確認ください。

Q7 実績報告の時期と必要な書類は何ですか？

提出期限は下記のいずれか早い日です。
・事業完了日の翌日を起算日として、30日を経過する日
・**2027年2月25日**

提出書類については、「士幌町補助金制度の手引き」p.14をご確認ください。

Q8 太陽光発電設備又は蓄電池のみの申請は可能ですか？

太陽光発電設備のみの申請は可能ですが、**蓄電池は新規で設置する太陽光発電設備に付帯する場合のみ補助対象となります。**

なお、蓄電池のみの申請については、卒FITを迎えた個人又は事業者を対象に士幌町単独補助事業で対応いたします。詳細についてはゼロカーボン推進係までお問い合わせください。

令和8年度 士幌町

自家消費型太陽光発電設備等導入補助金

太陽光発電設備



- 個人住宅用：7万円/kW（上限70万円）
- 事業者用：5万円/kW（上限なし）
- ソーラーカーポート：補助対象経費の1/3

蓄電池

【太陽光発電設備の付帯設備のみ対象】



- 個人住宅用：蓄電池価格の1/3
- ※15.5万円/kWh(工事費込・税抜)の1/3を上限 → 上限10kWh・51万円

エネルギーマネジメントシステム 【太陽光発電設備の付帯設備のみ対象】



- 個人住宅用：補助対象経費の2/3（上限10万円）

高効率給湯器 【入れ替えのみ対象】



- 補助対象経費の1/2（上限50万円）
- ※給湯温水暖房一体型から、個別の給湯器・暖房機への入替について、暖房機器は補助対象経費の1/2（上限7.5万円）

募集期間

2026年5月7日～2027年2月10日
※予算額上限に達し次第、募集を終了します。

お問い合わせ・申請窓口

士幌町役場 地域戦略課ゼロカーボン推進係
〒080-1292 河東郡士幌町字士幌225番地
TEL：01564-5-5212



ZERO
CARBON
HOKKAIDO
SHIHORO

補助対象者

■個人住宅用

士幌町内の住宅等（自己所有）に対象機器を新設、又は対象機器の設置された住宅を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ただし、購入しようとする住宅等が中古住宅の場合は、新規に対象機器を設置する場合に限る。

- (1) 士幌町内に住所を有する者 ※実績報告書を提出するまでに士幌町に住所を有する者
- (2) 士幌町税（(1)の※に該当する者は、現住所を有する市町村税）を滞納していないこと
- (3) 自己が所有しない住宅等に対象機器を設置する場合は、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。なお居住者が補助対象者であること。

■事業者用

事業者用については、士幌町内の事業所等に対象機器を新設、又は対象機器の設置された事業所等を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ただし、購入しようとする事業所等が中古の場合は、新規に対象機器を設置する場合に限る。

- (1) 士幌町税を滞納していないこと。また士幌町以外の者は、現住所を有する市町村税を滞納していないこと
- (2) 自己が所有しない事業所等に対象機器を設置する場合にあっては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。なお、事業実施者が補助対象であること。

主な対象要件

■太陽光発電設備

- ・自家消費率が30%を超えていること。ただし、事業者用については、自家消費する電力量を含めて50%以上を道内の需要家が消費すること。
- ・FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。

■蓄電池（定置用・20kWh以下）

- ・太陽光発電設備で導入する付帯設備であること。
- ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

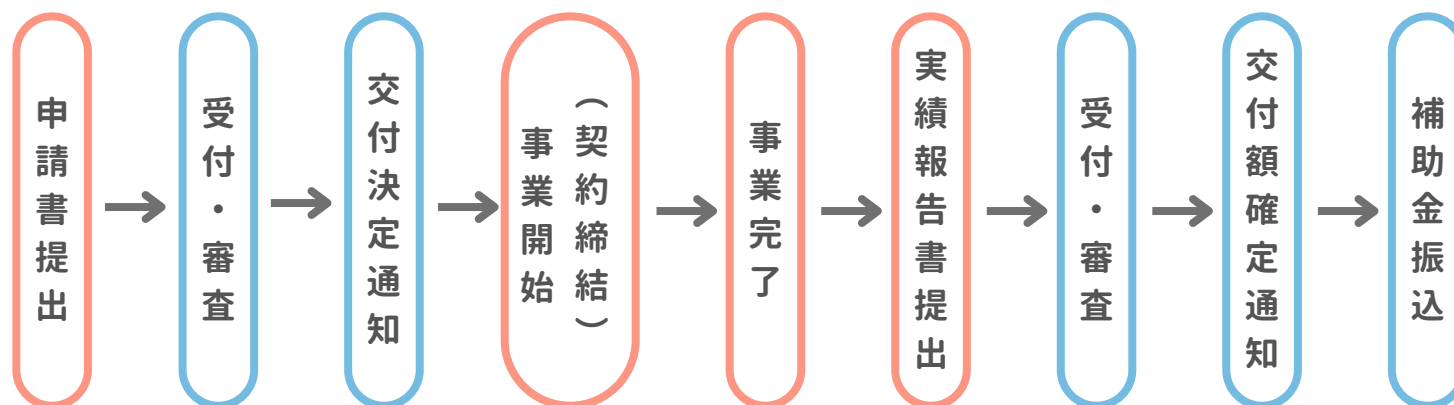
■エネルギーマネジメントシステム

- ・太陽光発電設備で導入する付帯設備であること。

■高効率給湯器

- ・従来の給湯器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。
- ・給湯温水暖房一体型から、個別の給湯器・暖房機への入替の場合は、給湯機能、暖房機能それぞれにおいて30%以上の省CO2効果が得られること。ただし、床暖房機能がある機器への入替は除く。

申請の流れ



● …申請者

● …士幌町



補助金交付決定前に契約された場合は「補助対象外」となりますので、ご注意ください。

申請方法

- ・申請書類を、募集期間内に提出してください。
- ・申請書等その他様式は、士幌町ホームページからダウンロードできます。
<https://www.shihoro.jp/town/detail.php?content=1432>



その他

- ・対象機器を購入する場合、原則として町内事業者から購入することが条件となります。
- ・本補助事業の個人での申請は、対象機器ごと年度1回までの申請としますが、事業者についてはこの限りではありません。
- ・補助金を受けて機器を設置した方には、設置後、電力使用量や稼働状況について、アンケート調査や広報等への取材協力をお願いすることがあります。